

労働基準行政における震災対応等 について

労働基準行政における震災対応について

1. 東北地方太平洋沖地震の概要（4月11日10:30現在）

- 発生日時：平成23年3月11日（金）14時46分頃
- 震源及び規模（推定）：三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度 牡鹿半島の東南東130km付近
深さ 約24km モーメントマグニチュード Mw9.0
- 各地の震度
 - ・ 震度7 宮城県北部
 - （震度6弱以上）
 - ・ 震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
 - ・ 震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
- 津波：3月11日14時49分 津波警報（大津波）を発表
津波の観測地（検潮所）

・えりも町庶野	最大波	15:44	3.5m	・宮古	最大波	15:26	8.5m以上
・大船渡	最大波	15:18	8.0m以上	・釜石	最大波	15:21	4.1m以上
・石巻市鮎川	最大波	15:25	7.6m以上	・相馬	最大波	15:50	7.3m以上
・大洗	最大波	16:52	4.2m				
- 被害状況等（4/11 10:30現在）
 - ・ 人的被害 死者：13,116人、行方不明：14,337人、負傷者：4,792人
 - ・ 建築物被害 全壊：48,747戸、半壊：11,010戸、流失：6戸
 - ・ 避難者 147,536人

2. 労働基準監督署の開庁状況、主な対応状況

○開庁状況 <岩手> 全7署中、1署閉庁(釜石署:津波被害) ※ただし、安定所で労働相談等の業務を実施。

<宮城> 全5署開庁

(4/12現在) <福島> 全9署中、1署閉庁(富岡署:原発20km圏内) ※ただし、4/1にいわき署内に富岡署を併設。

※3/23からオフサイトセンターに労働局職員を派遣。

○主な対応状況 (4/12現在)

<岩手>①特別相談窓口を設置

②3/26(土)・27(日)、4/2(土)・3(日)及び4/9(土)・10(日)に労働局においてフリーダイヤルによる電話相談を実施

③3/29～4/12の間に、釜石市内の避難所など計32か所で出張相談を実施(今後も随時実施予定)。4/5以降は、安定所だけでなく、年金事務所や社会福祉協議会等とも連携してワンストップサービスを実施。

④避難所向けに「労働行政の相談連絡先」をまとめた貼り紙を作成。県内の約400避難所への広報を岩手県に対し依頼し配布

【3/22～4/8までの相談件数: 1,244件※】 ※②を除く件数

<宮城>①特別相談窓口を設置

また、窓口設置等に関する周知資料を作成し、市町村対策本部を通じて、県内の約700避難所に掲示

②3/26(土)・27(日)、4/2(土)・3(日)及び4/9(土)・10(日)に電話相談を実施

③3/29～4/12の間に、総合相談を実施する自治体(山元町など)と連携するなどして、計29か所で出張相談を実施(今後も随時実施予定)。4/5以降は、安定所だけでなく、年金事務所や社会福祉協議会等とも連携してワンストップサービスを実施。

【3/22～4/8までの相談件数: 3,245件※】 ※②を除く件数

<福島>①特別相談窓口を設置

②3/23から被災者ホットライン(被災者向けフリーダイヤル電話相談)を開設。土日を含めて対応。

③3/24から避難所向けに「福島労働局からのお知らせ(労働に関する各種情報、よくある質問Q&Aなど)」を創刊。

週1～2回発行し、自治体災対本部を通じて各避難所に配布

④3/25～4/12の間に、福島市内の避難所など計27か所で出張相談を実施(今後も随時実施予定)。4/5以降は、安定所だけでなく、年金事務所や社会福祉協議会等とも連携してワンストップサービスを実施。このほか、いわき市が開設する「総合窓口」においても、土日を含め出張相談を実施(3/31～)。

【3/22～4/8までの相談件数: 3,316件※】 ※②を除く件数

<被災地以外>・全国各地の避難所で出張相談等を実施(以降も随時実施予定)

(青森、秋田、山形、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、富山、福井の各労働局が実施)

<被災地の労働局への応援体制>

・電離放射線による健康障害防止に関する専門的な知識・経験を有する職員による応援(3/28～)

・主として被災地の労働局に隣接する労働局による応援(4/4～4/17)⇒全国規模の応援(4/18～)

3. 労働基準行政における震災対応

労働相談への対応

- 地震に伴う休業時の賃金、派遣労働者の雇用管理、解雇などの取扱いについて、「労働基準法等に関するQ&A」を作成（第2版を作成済。今後随時更新）し、被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体に、雇調金の活用と併せて周知
- 被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談に的確に対応するため、緊急相談窓口を開設

解雇、雇止め等に対する対応

- 震災等の影響による解雇、雇止め等について、できる限り雇用の安定を図るため、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政の連携のもと、解雇等の予防のための啓発指導の実施、解雇等の事案の情報共有、個別の解雇等の事案への対応を行う。（都道府県労働局長に指示）

派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用維持・確保

- 震災等の影響により、いわゆる「派遣切り」のおそれがある派遣労働者、解雇や雇止めのおそれがある有期契約労働者及びパートタイム労働者について、事業主が雇用の安定とその保護を図るために最大限の配慮をしていただけるよう、厚生労働大臣名で、人材派遣関係団体や主要経済団体に対して要請

労災保険給付

- 労災診療や休業補償の請求が医療機関や事業主の証明がなくても可能とする弾力的な取扱いを実施
 - (1) 労災保険給付請求に関して、事業主証明や療養担当の医師証明なしでも請求可能とした。併せて、業務遂行中に地震による建物の倒壊等により被災した場合には業務災害であることを示した。
 - (2) 労災保険の療養の給付の請求について、任意な様式でも可とした。
- 労災保険給付の請求に関して、被災地では労災認定のための資料が散逸していることが予想されるため、資料がない場合の調査要領を定めて、迅速な労災補償を行うこと等について労働局に指示し、以下の柔軟な取組等を実施
 - (1) 管轄外を含めた全ての労働局又は労働基準監督署で労災診療や休業補償の請求の受付を可能とした。
 - (2) 労災認定のための事務処理について、関係資料を喪失した際に代替資料でも可能とした。
- 震災・津波に遭遇した場合の労災保険の取扱いのQ & Aを作成し、被災者やそのご遺族に、労災保険の考え方をわかりやすく紹介

労働保険料

- 労働保険料の納付期限の延長等
 - ・ 被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）における労働保険料の納付期限（7月）等を、申請など特段の手續の必要なく延長
 - ・ 納付期限の延長の対象地域以外の事業主でも、震災により財産に相当な損失を受けた場合には、事業主からの申請に基づいて、個別に労働保険料の納付を猶予

未払賃金立替払

- 地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化を行うなど、迅速な処理を実施

中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成持家融資制度の特例措置

- 中小企業退職金共済制度について、掛金納付期限の延長手続の簡素化、掛金後納による割増金の免除や退職金請求手続の簡素化等を実施
- （独）雇用・能力開発機構が行う勤労者財産形成持家融資を返済中の方に対しては、最長3年間償還元金の返済を猶予（返済猶予期間中は貸付利率を最大1.5%引下げ）する等の特例措置を実施

健康確保対策

- 産業保健推進センター、地域産業保健センター等で、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルスを含む健康問題について電話での相談を受付
- メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」 (<http://kokoro.mhlw.go.jp/>) に被災された労働者やその家族、支援者の方向けの特設ページを設置

復旧工事における災害防止対策

- 建築物等の解体、改修工事、がれき処理における対策や応急仮設住宅建築における対策等、喫緊に予定される災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底を図るよう建設業団体に要請するとともに、粉じんへのばく露防止のため、防じん用のマスクを配布。
- がれき処理作業におけるマスクの不足に対処するため、屋外のがれき処理作業について、我が国の型式検定合格品と同等以上の粉じん捕集能力を有する米国規格のマスクの使用を暫定的に認める。

原子力発電所の事故への対応

- 福島第一原発における緊急事態に対応するため、健康影響等の観点から検討を行い、今回の緊急作業時の放射線被ばく線量の上限を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げ。
- 福島労働局から、福島第一原発の責任者に対し、緊急作業に従事し、放射線の被ばくを受けた方について、作業後の速やかな医師の診察・処置の実施及び臨時の健康診断の実施について3月16日に指示。本社に対しても同様の要請。
- 福島第一原発において3月24日に作業員3人が被ばくする事故が発生したことを受け、福島労働局から福島第一原発に対し、安全衛生管理体制を確立してから作業を再開するよう同日口頭指導するとともに、3月26日に指導票の交付による文書指導を実施
- 福島労働局が上記指導に関する改善報告を受けた。その際、福島労働局から福島第一原発に対し、作業員の個人被ばく線量の測定と被ばく限度の管理について徹底するよう3月30日に口頭指導
- 福島第一原発において3月24日に被ばくした作業員3人に関する今後の健康診断について、4月10日に福島労働局から事業者へ追加の指示